

令和6年12月議会 議案説明資料

	ページ
1. 補正予算案	
(1) 総括	… 1
(2) 一般会計	
議案第185号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）	… 3
(3) 介護保険事業特別会計	
議案第188号 令和6年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案（第1号）	… 9
2. 条例案	
議案第201号 福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	… 11
3. 一般議案	
議案第213号 福岡市立つくし学園に係る指定管理者の指定について	… 14
議案第214号 福岡市立ふよう学園に係る指定管理者の指定について	… 17
議案第215号 福岡市立心身障がい福祉センターに係る指定管理者の指定について	… 19
議案第217号 福岡市立西障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について	… 23
議案第218号 福岡市立障がい者スポーツセンターに係る指定管理者の指定について	… 25

1. 補正予算案

(1) 総括 (福祉局所管分)

会 計	補正前の額		歳出補正額	補正額の
	歳 入	歳 出		特定財源
一 般 会 計	119,052,575	183,985,574	8,876,843	8,497,149
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	125,401,479	125,401,479	57,410	—
合 計	244,454,054	309,387,053	8,934,253	8,497,149

(単位:千円)

財源内訳	補正後歳出額	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
379,694	192,862,417	127,549,724	65,312,693
57,410	125,458,889	76,278,040	49,180,849
437,104	318,321,306	203,827,764	114,493,542

(2) 一般会計

議案第185号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案(第4号)

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P16 ↳ P19	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	19,643,749	8,546,781 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 46 雇用保険料収入]	28,190,530
P22 ↳ P23		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	9,138,295	22,078 [関連歳入 (19) 国庫支出金 8,497,639 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金]	9,160,373
					[関連歳入 (25) 諸収入 3 雇用保険料収入]	

(単位:千円)

説 明

1. 一般職職員給与費等の追加

49,142

給与改定等に伴う追加等

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	560,812	11,596	572,408
職員手当等	585,494	44,717	630,211
共済費	217,233	△ 7,171	210,062
その他の経費 (本補正外)	31,154	—	31,154
計	1,394,693	49,142	1,443,835

2. 物価高騰緊急支援給付金の追加

8,497,639

物価高騰緊急支援給付金に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費[印刷消耗品費]	2,760	1,000	3,760
役務費	138,211	89,716	227,927
委託料	1,751,832	756,923	2,508,755
扶助費	14,060,000	7,650,000	21,710,000
その他の経費 (本補正外)	940	—	940
計	15,953,743	8,497,639	24,451,382

一般職職員給与費等の追加

給与改定等に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	239,189	3,748	242,937
職員手当等	179,041	16,940	195,981
共済費	101,955	1,390	103,345
その他の経費 (本補正外)	41,121	—	41,121
計	561,306	22,078	583,384

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P22 ↳ P23			3 介護保険費	20,105,897	57,410	20,163,307
P24 ↳ P25		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	53,079,713	33,476 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 62 雇用保険料収入]	53,113,189
P24 ↳ P27		5 生活保護費	1 生活保護 総務費	3,185,013	217,098 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 385 雇用保険料収入 △ 60 厚生年金保険料収入 △ 325]	3,402,111
その他(本補正外)				78,832,907	—	78,832,907
歳 出 合 計				183,985,574	8,876,843	192,862,417

(単位:千円)

説 明

介護保険事業特別会計への繰出金の追加

一般職職員給与費等の追加

給与改定等に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	423,810	13,016	436,826
職員手当等	327,331	18,340	345,671
共済費	193,643	2,120	195,763
その他の経費 (本補正外)	106,620	—	106,620
計	1,051,404	33,476	1,084,880

一般職職員給与費等の追加

給与改定等に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	1,383,816	98,608	1,482,424
職員手当等	1,066,638	89,855	1,156,493
共済費	549,275	28,635	577,910
その他の経費 (本補正外)	178,325	—	178,325
計	3,178,054	217,098	3,395,152

一般会計

(繰越明許費の補正)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	事業名
P150 と P151	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	物価高騰緊急支援給付金
		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	市立障がい者施設改善費

(単位:千円)

関係予算額	繰越額	説明
24,451,382	8,497,639	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
541,523	254,035	工期の都合により、年度内に完了しないため。

(3) 介護保険事業特別会計

議案第188号 令和6年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案(第1号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P76	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	20,105,897	57,410	20,163,307
その他(本補正外)				105,295,582	—	105,295,582
歳入合計				125,401,479	57,410	125,458,889

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P78 、 P79	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	3,515,201	57,410	3,572,611
その他(本補正外)				121,886,278	—	121,886,278
歳出合計				125,401,479	57,410	125,458,889

(単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の追加

(単位:千円)

説 明																								
一般職職員給与費等の追加																								
給与改定等に伴う追加																								
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料</td><td>793,647</td><td>33,489</td><td>827,136</td></tr><tr><td>職員手当等</td><td>613,250</td><td>22,595</td><td>635,845</td></tr><tr><td>共済費</td><td>370,680</td><td>1,326</td><td>372,006</td></tr><tr><td>その他の経費 (本補正外)</td><td>226,104</td><td>—</td><td>226,104</td></tr><tr><td>計</td><td>2,003,681</td><td>57,410</td><td>2,061,091</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給料	793,647	33,489	827,136	職員手当等	613,250	22,595	635,845	共済費	370,680	1,326	372,006	その他の経費 (本補正外)	226,104	—	226,104	計	2,003,681	57,410	2,061,091
区 分	補正前の額	補正額	計																					
給料	793,647	33,489	827,136																					
職員手当等	613,250	22,595	635,845																					
共済費	370,680	1,326	372,006																					
その他の経費 (本補正外)	226,104	—	226,104																					
計	2,003,681	57,410	2,061,091																					

2. 条例案

議案第 201 号

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設等に入所者に係る個別支援計画を作成するよう義務づける等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 救護施設における個別支援計画作成義務化の追加（第 22 条第 6 項関係）
- (2) 更生施設における個別支援計画作成義務化にかかる改正
 - ① 更生計画に代わるものとして個別支援計画の作成を義務化する（第 27 条第 1 項及び第 28 条関係）
 - ② (1)第 22 条第 6 項の追加に伴い更生施設における生活指導等について改正する（第 27 条第 2 項関係）

3 施行期日

公布日施行

4 福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 21 条 (略) (生活指導等)	第 1 条～第 21 条 (略) (生活指導等)
第 22 条 (略) 2～5 (略)	第 22 条 (略) 2～5 (略)
新設	新設 <u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u>
第 23 条～第 26 条 (略) (生活指導等)	第 23 条～第 26 条 (略) (生活指導等)
第 27 条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各	第 27 条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各

<p>人の精神及び身体の条件に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第22条（第2項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（作業指導）</p> <p>第28条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>以下略</p>	<p>人の精神及び身体の条件に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第22条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（作業指導）</p> <p>第28条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>以下略</p>
---	--

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(生活指導等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>新設</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第 20 条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第 16 条（第 2 項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p>第 21 条 更生施設は、入所者に対し、前条第 1 項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(生活指導等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>新設</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(生活指導等)</p> <p>第 20 条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第 16 条（第 2 項<u>及び第 6 項</u>を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p>第 21 条 更生施設は、入所者に対し、前条第 1 項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>

3. 一般議案

議案第 213 号

福岡市立つくし学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立つくし学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立つくし学園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区鳥飼二丁目 4 番 16 号

社会福祉法人 福岡障害者支援センター

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」、「自立訓練」の事業に関する業務並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

福岡市内又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり（地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。）、かつ現に経営している社会福祉法人で、安全かつ円滑につくし学園の管理運営ができる法人

① 障害者支援施設を経営する事業

② 障害福祉サービス（ただし、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業に限る）を経営する事業

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 福岡障害者支援センター

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 客員教授)

・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)

・地域福祉関係者 : 平山 守 (福岡市民生委員児童委員協議会)

・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)

・公認会計士・税理士 : 升永 清朗 (升永公認会計士・税理士事務所)

(5) 募集・選定経過

・第 1 回選定・評価委員会 令和 6 年 5 月 31 日 (募集要項及び選定基準)

・募集要項配付期間 令和 6 年 6 月 27 日から 8 月 26 日まで

- ・申請受付期間 令和6年8月19日から8月26日まで
- ・第2回選定・評価委員会 令和6年9月25日（応募者プレゼン、委員審査）

(6) 指定管理料（上限額）

令和7年度：0円（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の訓練等給付費収入等で運営）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解、配慮した取り組みを考えている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	つくし学園の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	45点	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労や工賃の増額など、就労支援の方策を考えている ・園内生活全般のサービスの充実策を考えている ・保護者の負担軽減など園外生活全般のサービスの充実策を考えている ・施設を広く周知するための広報策を考えている ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業内容を考えている ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている ・障がい者福祉サービス事業への実績がある
C	つくし学園の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域との交流等への取組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡障害者支援センターを指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	選定委員の平均点
A	15点	12.6点
B	45点	37.4点
C	35点	29.2点
D	5点	4.2点
合 計	100点	83.4点

議案第 214 号

福岡市立ふよう学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立ふよう学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立ふよう学園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区天神三丁目 14 番 31 号
社会福祉法人 野の花学園

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」、「自立訓練」の事業に関する業務並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

福岡市内又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり（地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。）、かつ現に経営している社会福祉法人で、安全かつ円滑にふよう学園の管理運営ができる法人

① 障害者支援施設を経営する事業

② 障害福祉サービス（ただし、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業に限る）を経営する事業

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 野の花学園

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 客員教授)

・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)

・地域福祉関係者 : 平山 守 (福岡市民生委員児童委員協議会)

・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)

・公認会計士・税理士 : 升永 清朗 (升永公認会計士・税理士事務所)

(5) 募集・選定経過

・第 1 回選定・評価委員会 令和 6 年 5 月 31 日 (募集要項及び選定基準)

・募集要項配付期間 令和 6 年 6 月 27 日から 8 月 26 日まで

・申請受付期間 令和 6 年 8 月 19 日から 8 月 26 日まで

・第 2 回選定・評価委員会 令和 6 年 9 月 25 日 (応募者プレゼン、委員審査)

(6) 指定管理料（上限額）

令和7年度：0円（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の訓練等給付費収入等で運営）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的を理解している・利用者である障がい者への理解、配慮した取り組みを考えている・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	ふよう学園の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	45点	<ul style="list-style-type: none">・一般就労や工賃の増額など、就労支援の方策を考えている・園内生活全般のサービスの充実策を考えている・保護者の負担軽減など園外生活全般のサービスの充実策を考えている・施設を広く周知するための広報策を考えている・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業内容を考えている・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている・障がい者福祉サービス事業への実績がある
C	ふよう学園の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	35点	<ul style="list-style-type: none">・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している・経済的な安定性、信頼性がみられる・施設の維持管理の対応を考えている・事故や災害時の対応を考えている・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none">・他の施設や地域との交流等への取り組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人野の花学園を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	選定委員の平均点
A	15点	11.8点
B	45点	37.4点
C	35点	29.4点
D	5点	4.0点
合計	100点	82.6点

議案第 215 号

福岡市立心身障がい福祉センターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立心身障がい福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立心身障がい福祉センター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 選定の概要

(1) 業務の内容

心身障がい児・者に対する医学的、心理学的見地等からの障がいの総合判定、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「自立訓練（生活訓練）」、「自立訓練（機能訓練）」及び障がい児療育等に関する業務、当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

福岡市立心身障がい福祉センターは、本市における障がい者支援、障がい児療育の中核的機能を有する複合施設であり、成人部門、児童部門、診療部門の 3 部門で構成し、成人、児童の両部門は、診断を行う診療部門との連携を図り、医師、言語聴覚士、理学療法士、保育士などの多職種の職員が永年培ってきた技能を活かして高度専門的な支援を行っている。

このような専門的知識と経験を有する職員を安定的に確保し、幅広い年齢層の様々な障がい種別や重度障がいに対応できるのは、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者として指定するもの。

(3) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会（成人部門）

委員 5 名

- ・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 客員教授)
- ・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)
- ・地域福祉関係者 : 平山 守 (福岡市民生委員児童委員協議会)
- ・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)
- ・公認会計士・税理士 : 升永 清朗 (升永公認会計士・税理士事務所)

(4) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会（児童部門）

委員 11 名

- ・学識経験者 : 井上 哲雄 (西南学院大学 名誉教授)
- ・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 客員教授)

- ・学識経験者 : 吉川 昌子 (中村学園大学 教育学部 教授)
- ・弁護士 : 石田 光史 (あかつき法律事務所 弁護士)
- ・公認会計士・税理士 : 升永 清朗 (升永公認会計士・税理士事務所)
- ・関係機関 : 石井 美栄 (こども総合相談センター 所長)
- ・利用者 : 尾方 佑紀 (心身障がい福祉センター保護者会 代表)
- ・利用者 : 竹井 百合絵 (西部療育センター保護者会 代表)
- ・利用者 : 平山 真理 (東部療育センター保護者会 代表)
- ・利用者 : 竹田 茉実 (あゆみ学園保護者会 代表)
- ・利用者 : 高尾 佳代 (めばえ学園保護者会 代表)

(5) 選定経過

①成人部門

第1回選定・評価委員会 令和6年5月31日 (募集方法及び募集要項に準じた書類並びに選定基準)

第2回選定・評価委員会 令和6年9月25日 (候補者ヒアリング、委員審査)

②児童部門

第1回選定・評価委員会 令和6年2月1日 (募集方法)

第2回選定・評価委員会 令和6年7月23日 (募集要項に準じた書類及び選定基準)

第3回選定・評価委員会 令和6年9月19日 (候補者ヒアリング、委員審査)

(6) 指定管理料 (上限額)

令和7年度：884,439千円

4 選定結果

(1) 審査基準 (成人部門)

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解、配慮した取り組みをしている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	心身障がい福祉センターの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	45点	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者事業への実績がある。 ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている。
C	心身障がい福祉センターの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられるか。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域との交流等への取り組み姿勢が見られる。
合計		100点	

(2) 審査基準（児童部門）

評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	配点	評価の視点（例）
運営方針	運営の基本方針	5点	<ul style="list-style-type: none"> 市立の施設としての適切な方針を設定し、質の高い運営を行おうとしているか。
事業実施計画	診療・相談	15点	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 仕様書で「提案を求める事項」としている、診断待機期間短縮に向けた有効な提案となっているか。
	児童発達支援	15点	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 仕様書で「提案を求める事項」としている、内定保留児解消に向けた有効な提案となっているか。
	児童発達支援事業所への後方支援	10点	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 仕様書で「提案を求める事項」としている、民間児童発達支援事業所への後方支援として有効な提案となっているか。
	その他事業	15点	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。
職員配置等	職員の確保・配置	5点	<ul style="list-style-type: none"> 職員の配置人数・職種は効果的・効率的に配置しているか。 職員の採用方法は、現実的な方法で確実に確保しようとしているか。 事業を実施する上で、効果的・効率的な組織形態となっているか。
	管理者の能力	5点	<ul style="list-style-type: none"> 施設を管理・運営する上で必要な能力を有しているか。
	児童発達支援管理責任者の能力	5点	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス等を提供する上で必要な能力を有しているか。
	人材育成方針及び取組み	5点	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成について、適切な方針を有し、効果的・効率的な取組みとなっているか。
管理	事故・災害時の対応	5点	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全に配慮した有効な対応となっているか。
	利用者からの意見対応	10点	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意見に対し、真摯に取り組む姿勢となっているか。 利用者の意見を施設運営にどのように活かす計画となっているか。

評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	配点	評価の視点 (例)
財務状況・資金計画	財務状況・資金計画	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・法人としての財務状況は適切か。 ・施設運営に係る資金計画は適切なものとなっているか。
計		100点	

(3) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

①成人部門

審査項目	配点	選定委員の平均点
A	15点	13.4点
B	45点	38.2点
C	35点	30.2点
D	5点	4.4点
合計	100点	86.2点

②児童部門

満点	選定委員の平均点
100点	76点

議案第 217 号

福岡市立西障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立西障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立西障がい者フレンドホーム

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区天神三丁目 14 番 31 号

社会福祉法人 野の花学園

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション、更生及び援護の相談等に関する事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

安全かつ円滑に西障がい者フレンドホームの管理運営ができる社会福祉法人等の法人

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 野の花学園

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

- ・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 客員教授)
- ・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)
- ・地域福祉関係者 : 平山 守 (福岡市民生委員児童委員協議会)
- ・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)
- ・公認会計士・税理士 : 升永 清朗 (升永公認会計士・税理士事務所)

(5) 募集・選定経過

- ・第 1 回選定・評価委員会 令和 6 年 5 月 31 日 (募集要項及び選定基準)
- ・募集要項配付期間 令和 6 年 6 月 27 日から 8 月 26 日まで
- ・申請受付期間 令和 6 年 8 月 19 日から 8 月 26 日まで
- ・第 2 回選定・評価委員会 令和 6 年 9 月 25 日 (応募者プレゼン、委員審査)

(6) 指定管理料 (上限額)

令和 7 年度 : 27,526 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解している 利用者である障がい者への理解や配慮をした取り組みを考えている 施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	西障がい者フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50点	<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ・レクリエーション教室の実施の充実策や、自由又は新たな内容の計画を考えている 更生相談の充実策を考えている 施設主催の企画・イベントの充実策を考えている 施設を広く周知するための広報策を考えている 他のフレンドホームとの連携を考えている 障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている 収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている
C	西障がい者フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している 経済的な安定性、信頼性がみられる 施設の維持管理の対応を考えている 事故や災害時の対応を考えている 個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設や地域との交流等への取り組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人野の花学園を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	選定委員の平均点
A	15点	12.4点
B	50点	40.0点
C	30点	25.0点
D	5点	4.2点
合計	100点	81.6点

議案第 218 号

福岡市立障がい者スポーツセンターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立障がい者スポーツセンターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立障がい者スポーツセンター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区天神三丁目 14 番 31 号

社会福祉法人 野の花学園

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

心身障がい者に対するスポーツ及びレクリエーション活動のための施設の提供、その指導及び普及等に関する業務、施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

安全かつ円滑に障がい者スポーツセンターの管理運営ができる社会福祉法人等の法人

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 野の花学園

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

- ・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 客員教授)
- ・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)
- ・地域福祉関係者 : 平山 守 (福岡市民生委員児童委員協議会)
- ・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)
- ・公認会計士・税理士 : 升永 清朗 (升永公認会計士・税理士事務所)

(5) 募集・選定経過

- ・第 1 回選定・評価委員会 令和 6 年 5 月 31 日 (募集要項及び選定基準)
- ・募集要項配付期間 令和 6 年 6 月 27 日から 8 月 26 日まで
- ・申請受付期間 令和 6 年 8 月 19 日から 8 月 26 日まで
- ・第 2 回選定・評価委員会 令和 6 年 9 月 25 日 (応募者プレゼン、委員審査)

(6) 指定管理料 (上限額)

令和 7 年度 : 185,294 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解、配慮した取り組みを考えている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	障がい者スポーツセンターの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	45点	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のスポーツおよびレクリエーション活動について、サービスの充実策が示されている ・専門性・先駆性が発揮されている ・利用者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている
C	障がい者スポーツセンターの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域との交流等への取組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人野の花学園を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	選定委員の平均点
A	15点	13.0点
B	45点	36.4点
C	35点	29.0点
D	5点	4.0点
合計	100点	82.4点